

# 公益財団法人 大幸財団 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 大幸財団（以下「本財団」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、愛知県内の高等学校、大学等に在学する生徒、学生等に奨学金等を支給することにより、将来有為な人材の育成を図るとともに、愛知県内の大学等に所属する研究者、文化に関する活動を行う団体等に対する助成等を行うことにより、学術及び文化の推進を図ること等を目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行う。

- (1) 愛知県内の高等学校、大学等に在学する生徒、学生等に奨学金等を支給する事業
- (2) 愛知県内の大学等に所属する研究者、文化に関する活動を行う団体等を助成する事業
- (3) 学術及び文化に関する講演会を開催する事業
- (4) 市民に対して文化、教育等に関する活動の場を提供する事業
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第6条 本財団の財産は、第4条に定める公益目的事業を行うため必要な財産で、保有する土地、建物及び金融資産の固定資産は、本財団の責任において管理し、運用するものとする。

2 前項に定める財産の管理運用については、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、本財団事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次に掲げる書類を本財団事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を本財団事務所に備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に、評議員5人以上7人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 委員会は、評議員1人、監事1人、事務局長及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 本財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本財団及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなる場合に備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任

するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対しては、各事業年度の総額が100万円を超えない範囲で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給する。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 第1項に規定する報酬等の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選により選任するものとする。

2 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときに備え、議長の代理を評議員の互選により、あらかじめ選任しておくことができる。

3 議長の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

4 第2項に定める議長の代理を選任したときは、その者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(評議員会の決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には議長のほか、出席した評議員のなかからその会議において選出された2名が署名しなければならない。
  - 3 第1項の規定により作成する議事録は、本財団事務所に10年間備え置きしなければならない。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第22条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上7人以内
- (2) 監事 2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）以下「一般法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本財団の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次に掲げるいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、評議員会において定める総額の範囲内において、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、報酬等を支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本財団は、一般法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、一般法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本財団の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、常務理事が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には出席した理事長のほか、出席した理事及び監事のなかからその会議において選出されたそれぞれ1名が署名しなければならない。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、本財団事務所に10年間備え置きしなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本財団の定款は、評議員会の決議によって、すべての条項について変更することができる。

(解散)

第37条 本財団は、法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第38条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(事務局)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第10章 公告の方法

(公告方法)

第41条 本財団の公告は、官報により行う。

## 第11章 補 則

第42条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会

の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本財団の最初の代表理事である理事長は塩澤 君夫、最初の業務執行理事である常務理事は泉 有亮とする。
- 4 本財団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

大沢 勝

小川 英次

加藤 延夫

川上 實

永澤 満

平野 眞一

松井 信行